

指定介護保険サービス等事業者 御中

柏原市福祉こども部福祉指導監査課長

令和6年6月1日付けの介護給付費等算定に係る体制等に関する届出について(通知)

介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算の各区分の要件を組み合わせる形で令和6年6月から「介護職員等処遇改善加算」(以下、「新加算」という。)へと一本化されます。

つきましては、令和6年6月1日付けでの新加算の算定を行う場合は、下記の要領で加算届をご提出ください。

記

1 令和6年6月1日付け加算届の取扱い

以下のホームページに記載しているとおり取り扱いますので、必ず内容を十分ご確認ください、ご対応いただきますようお願いいたします。

<http://www.city.kashiwara.osaka.jp/docs/2024042300056/>

2 提出書類(事業所ごとに作成してください)

①介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書

※実施事業に応じたものを使用してください。

②介護給付費等算定に係る体制等状況一覧表

③加算届連絡票

④返信用定型封筒(切手貼付) 郵送により加算届受付票の返送を希望する場合のみ。

※電話での問い合わせに対応できるよう、提出書類はコピーを取っておいてください。

3 提出方法

「問い合わせ・提出先」までメール、郵送にて提出してください。

4 提出期限 令和6年5月15日(水) 厳守 消印有効

5 留意事項

(1) 届出が必要な加算等について

新加算等の項目は、体制等状況一覧表に着色しています。各事業所にて算定要件を必ず確認のうえ、該当事項にチェックをつけて届出してください。後日に算定要件を満たさないと判明した場合は過誤調整等の手続きが必要となりますのでご注意ください。届出なし又は記載がない場合は、「なし」(当該加算等の算定ができない)と取り扱います。また、6月1日付で新加算と同時に別の加算を算定する、取り下げる場合は、福祉指導監査課までご相談ください。

(2) その他

新加算について厚生労働省のホームページで通知、Q&Aなどが発出されておりますので、必ずご確認ください。

参考：柏原市福祉指導監査課ホームページ

<http://www.city.kashiwara.osaka.jp/docs/2024012600018/>

【問い合わせ・提出先】

〒582-8555 柏原市安堂町1-55

柏原市福祉こども部福祉指導監査課

TEL 072-971-5202

FAX 072-971-1801

MAIL fukushishido@city.kashiwara.lg.jp